

酒田市公益活動団体協働提案負担金制度の手引き

まちづくり推進課

令和 3 年 6 月 作成

酒田市公益活動団体協働提案負担金制度の概要

※本制度は、行政との協働事業を掲載しますが、公益活動団体同士の協働事業についても酒田市ボランティア・公益活動センター（以下、「ボラポートさかた」と言います。）で常時相談を受け付けています。

1.協働事業とは(提案事業の種類)

(1)公益活動団体協働提案負担金制度とは

持続的に発展するまちづくりの実現のために、団体の皆様のアイデアやノウハウを生かし、市と協働で社会的課題を解決するための事業です。

同じ目的や目標、課題解決に向けて対等な立場で、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行うもので、どちらかの一方的な思いや要望だけでの事業ではありません。

(2)協働事業の種類

公益活動団体協働提案負担金制度には、「①団体提案型」と「②行政提案型」の2種類があります。

種別	内容
① 団体提案	団体が地域課題や社会的な課題の解決を図るため、自由な発想で企画・立案し、市と協働で事業実施することで、より効果的・効率的な課題解決、新たな価値創造につなげる。
② 行政提案	市が地域課題や社会的な課題の解決を図るため、テーマを提示し、提案に応じた団体とともに企画・立案し、団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決と、新たな価値創造につなげるための事業提案。

2.提案団体等の条件

以下の基準を満たすことに加え、ボランティアさかたに登録した公益活動団体であることが条件となります。

未登録の場合、提案に際して登録する必要があります。

- (1) 主に市内で活動し、代表者及び半数以上の構成員が市内に住所を有するもの
- (2) 3人以上の構成員がいるもの
- (3) 計画的に公益活動を実践するもの
- (4) 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事業を適正に行っているもの

ただし、宗教活動や政治活動、選挙活動を行う団体若しくは公益を害する恐れのある団体については、対象外となります。

※同一団体が対象となるのは、最大3カ年までです。



★提案団体の範囲★

本事業の提案できる団体は、ボランティアグループやNPO（法人格の有無は問いません）等公益活動を行う団体ですが、NPO法人以外の団体（社会福祉法人、社団法人、財団法人等）などであっても、公益的事業の要件に合致した活動を行う団体であれば該当します。

ただし、企業については営利活動を主目的とする組織であるため、対象外となります。（企業内のボランティアサークルは、対象となり得ます。）

3.対象事業

以下の要件を全て満たした事業である必要があります。

- (1) 事業の主たる効果が市内において生じると認められる公益活動であり、協働により地域課題や社会的な課題の解決又は新たな価値の創造に寄与するものであること
 - (2) 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること
 - (3) 社会背景等を鑑み、優先的に取り組む必要性が高いものであること
 - (4) 公益活動団体と市とがそれぞれ具体的役割を担い、協働による相乗効果が期待できるものであること
 - (5) 先駆性、専門性、柔軟性等の公益活動団体の特性を活かし、新たな視点から実施するものであること
 - (6) 予算の見積り等が適正であり、公益活動団体が主体的に自ら実施するものであること
 - (7) 次のいずれにも該当しないものであること
- ア 営利を目的としたもの
 - イ 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
 - ウ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
 - エ 国、地方公共団体その他団体から助成を受けるもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 施設等の建設及び整備を目的とするもの
 - キ その他市長が不相当と認めるもの



★公益とは★

公益 現在及び未来における不特定(受益者が特定されていないこと)多数の者の利益、その他地域及び社会の利益(酒田市公益のまちづくり条例より)

共益 仲間うち(特定の者の集まり)だけの利益

私益 特定の個人や特定の団体の利益

4.事業の経費(負担金の額等)

(1)上限額

団体提案型	行政提案型
対象経費の5分の4以内で、 上限50万円	対象経費の10分の10 上限50万円

(2)対象・対象外経費

【対象経費】

費目	内容
賃金	アルバイトスタッフが業務に従事した場合の賃金等
報償費	講師・指導者等への謝礼
旅費 (交通費)	講師・指導者等への旅費
消耗品費	事業実施に必要な文具、用紙等事務消耗品、材料費 ※1品につき15,000円以内のもの
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、チラシ、ポスター、パンフレット等
通運搬信費	事業で使用する郵便料(切手・はがき)等
広告料	事業実施の告知等を新聞等へ広告するための費用
保険料	事業実施に係る講師、参加者の保険料
使用料及び賃借料	事業実施のための会場使用料、物品レンタル料 車両の借り上げ料
その他	特に必要と認める経費

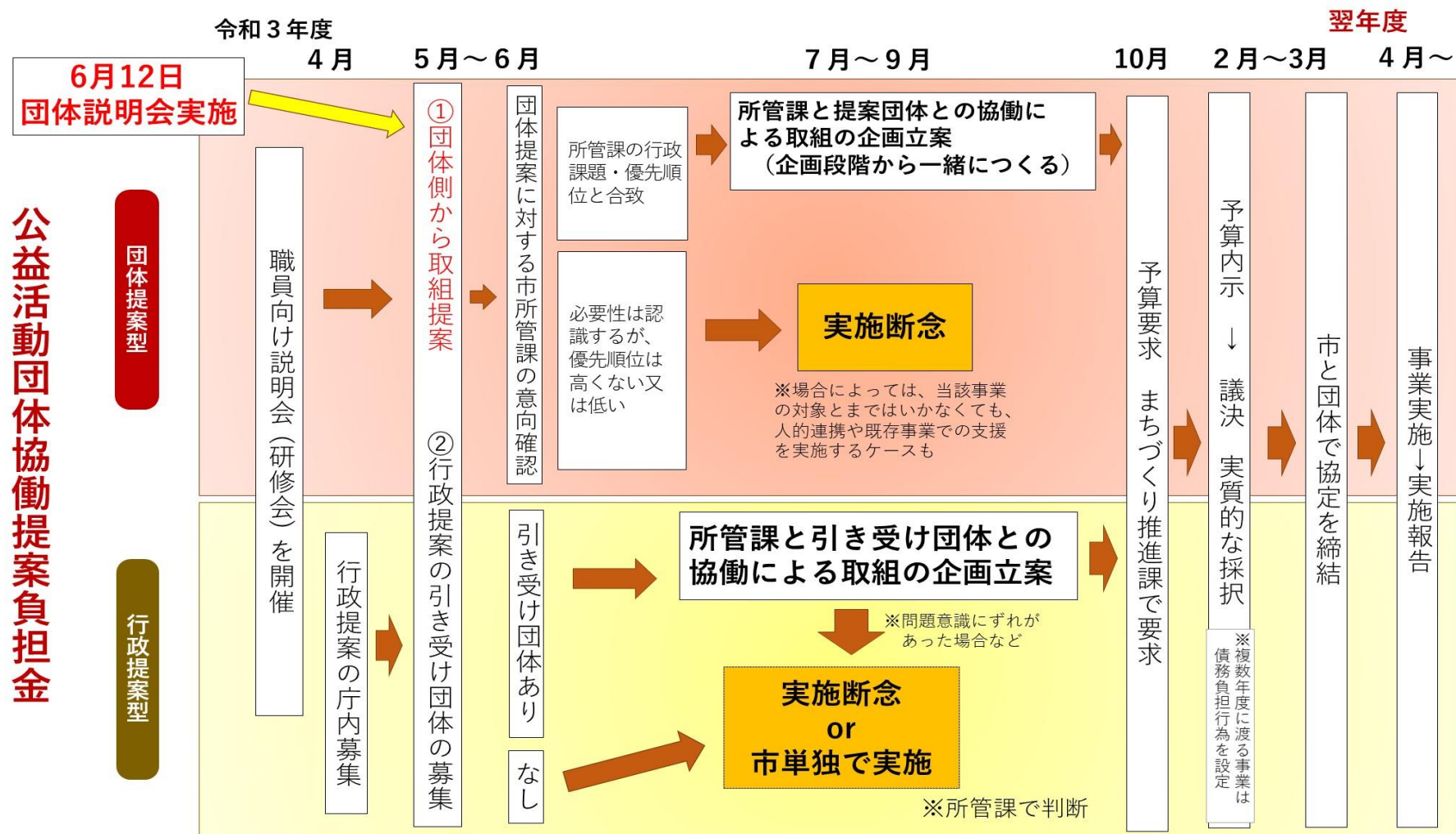
【対象外経費】

費目	内容
団体経費	団体構成員の人件費(旅費含む)、謝礼 団体の経常的な運営経費(電話代、消耗品、印刷代等) 及び事務所管理に関する経費(水道光熱費、家賃等)
食糧費	飲食に係る費用(弁当等含む)
その他	領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費 社会通念上、適切でないと思われる経費など

(3)その他

対象になるか疑義のある経費については、個別にまちづくり推進課までご相談ください。

5.事業フロー（導入スケジュール）について



6.手続きについて



団体提案型の場合

ア 団体説明会 6月12日(土)実施

イ 事前相談 (提案前に必ず相談する必要があります)

⇒ 事前相談期間: 7月21日(水)まで

※ただし土日祝日除く

⇒ 事前相談窓口 まちづくり推進課 Tel 26-5725

✉: machi@city.sakata.lg.jp

ボラポートさかた Tel 43-8165

(相談の際は、事前に電話かメールでご予約ください)

⇒ 事前相談時間: 午前9時から午後5時まで

⇒ 相談内容: 事業内容、申請書記載、担当課の紹介等

ウ 提案書類の提出

⇒ 提出期限: 7月30日(金)まで

⇒ 提出先: ボラポートさかた又はまちづくり推進課

⇒ 提出書類

- 協働提案書(実施要綱様式第2号)
- 協働事業企画書(実施要綱様式第3号)
- 収支予算書(実施要綱様式第4号)
- 団体概要書(実施要綱様式第5号)
- 団体の定款・規約・会則
- 役員及び構成員の名簿
- 団体の直近の予算及び決算に関する書類
- 課税台帳閲覧同意書(直近のもの、法人等に限り。)
- その他市長が必要と認める書類

エ その他

提案前に、必ず事前相談をしていただきます。

応募に係る費用は、応募団体の負担となります。

行政提案型の場合

ア 担当課からの提案テーマの提示

担当課よりテーマの提示があれば、ボラポートさかたのメール、市 HP 等で随時お知らせいたします。

イ 事前相談（提案前に必ず相談する必要があります）

⇒ 事前相談期間：随時設定

※ただし土日祝日除く

⇒ 事前相談窓口 まちづくり推進課 Tel 26-5725

✉：machi@city.sakata.lg.jp

ボラポートさかた Tel 43-8165

（相談の際は、事前に電話かメールでご予約ください）

⇒ 事前相談時間：午前 9 時から午後 5 時まで

⇒ 相談内容：事業内容、申請書記載方法など

ウ 提案書等の提出

⇒ 提出期限：随時設定

⇒ 提出先：ボラポートさかた又はまちづくり推進課

⇒ 提出書類 基本的に団体提案型と共通

- 協働提案書（実施要綱様式第 2 号）
- 協働事業企画書（実施要綱様式第 3 号）
- 収支予算書（実施要綱様式第 4 号）
- 団体概要書（実施要綱様式第 5 号）
- 団体の定款・規約・会則
- 役員及び構成員の名簿
- 団体の直近の予算及び決算に関する書類
- 課税台帳閲覧同意書（直近のもの、法人等に限り。）
- その他市長が必要と認める書類

エ その他

募集した結果、協働する団体が見つからなかった場合は、担当課単独で実施するか、事業自体を断念することとなります。



① 担当課との調整・マッチング

団体から提案があった場合、該当する総合計画の施策・分野に沿って、まちづくり推進課より担当課に相談させていただきます。

原則として、団体と担当課で一回は対面で打合せを行います。

打合せの前に、まちづくり推進課、ボラポートさかたで、調整を実施し、双方の課題意識のすり合わせ等を行います。

② 候補事業としての採択・不採択

担当課と団体の課題意識が重なり、事業化に向けて検討を開始していくことになった場合は、採択決定通知書(実施要綱様式第6号)を、まちづくり推進課から発出します。

課題意識が重ならない提案であったり、具体的に課題解決につながりづらい提案で協働事業とすることが出来ないと担当課が判断した場合は、まちづくり推進課より不採択決定通知書(実施要綱様式第7号)を発出します。

この採択決定については、あくまで候補事業としての採択であり、次年度以降の事業化を担保するものではありません。予算査定を経た次年度予算の成立をもって、正式に事業化が決定することとなります。



① 事業化に向けての企画

担当課と団体で対等な立場で知恵を出し合って企画を練っていきます。ここでお互いの強みを活かしてより良い事業とすることが、本制度の根幹となります。まちづくり推進課、ボラポートさかたでも打合せを調整、同席するなど、伴走しながら支援を継続していきます。

② 予算要求

事業計画がまとまった後、まちづくり推進課にて予算要求を行います。その後、通常の市事業と同様のプロセスで、予算査定→内示→議会での予算成立をもって正式に事業化が決定することになります



★ 調整のポイント★

- 課題を共有（総合計画の位置づけ等）
- 事業の必要性（既存事業との調整）
- 協働の必要性（相乗効果・波及効果）
- 他団体等との協働の可能性
- 予算妥当性
- 役割分担
- 提案事業の優先度

※調整内容（協議月日、内容（役割分担やスケジュール等））を記録し互いに協議内容を共有しながら話し合いを進めてください。
 ※調整途中で、事業の実現（お互いの合意形成）が困難となった場合、その要因と対応策について十分な話し合いが必要です。この調整期間は、双方が対等な立場で意見を出し合い、より良い事業実行のためにできることを見つけていくための期間です。

～ここからは令和4年4月1日以降～



① 協定書の取り交わし

担当課及び提案者の中で、事業内容や役割分担など十分に話し合い、それを定める協定書を取り交わします。

② 事業実施

互いに具体的役割をもって、事業を実施していきます。

(4)事業の終了



① 事業報告

通常の補助事業と同様に、実績報告を団体から行っていただきます。

⇒ 提出期限:事業完了後 30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日まで

⇒ 提出先:担当課⇒(まちづくり推進課)

事業実施以降の手続きの詳細は、令和4年度予算成立後に、実施要綱にて定める予定です。

7.FAQ

・ 団体の人件費は対象経費になるか	団体構成員は対象外経費です。団体以外の構成員への謝礼、実費弁償は、補助対象となりません。
・ 担当課、団体にとって負担の増加につながらざるのでは	本制度の趣旨のひとつと、担当課と公益活動の団体が検討すべきは、本口のセの立るれ強ち、またと
・ 講師の弁当代、参加者への飲料水は対象経費となるか	飲食経費は、原則として対象経費と見なされません。子ども食堂など、食材となる食材費は、対象経費と見なされません。
・ その他の協働や補助金情報、他団体（企業のCSR活動も含む）同士の協働受け付けや相談はどうか	ボランティア・公益活動に対する相談は、本制度の対象外です。また、協働型活動の活用もご検討ください。
・ 複数年度に渡り継続した事業を提案できるか	最大3年間に渡る事業の提案は可能です。ただし、実績報告は毎年度行っていただく予定です。
・ 他の補助金や助成金を受けている場合若しくは受けようとする場合提案できるか	他の補助金や助成金を受けている、若しくは申請予定の事業は対象とはなりません。
・ 候補事業として採択されれば事業化が確定するのか	採択された場合でも、あくまでも候補事業としての採択となります。予算の成立をもって確定することとなります。
・ 入場料等で売り上げを出すことは可能か	実費相当分など適切な範囲内であれば可能です。ただし、負担金と合算した額が事業費を超えた場合は、その超過分について清算が必要となります。
・ 提案できる事業数に制限はあるのか	1ヶ年度に提案できる事業数の制限はありません。ただし、団体提案型協働事業の提案については、同一団体が申請できるのは通算3ヶ年までです。（行政提案型協働事業については、制限はありません。）
・ 個人でも提案できるか	個人では提案できず、3人以上の団体である必要があります。
・ 今から団体をつくって提案できるか	条件を満たす公益活動団体を組織するのであれば、対象となります。また、ボランティアに登録していただく必要があります。

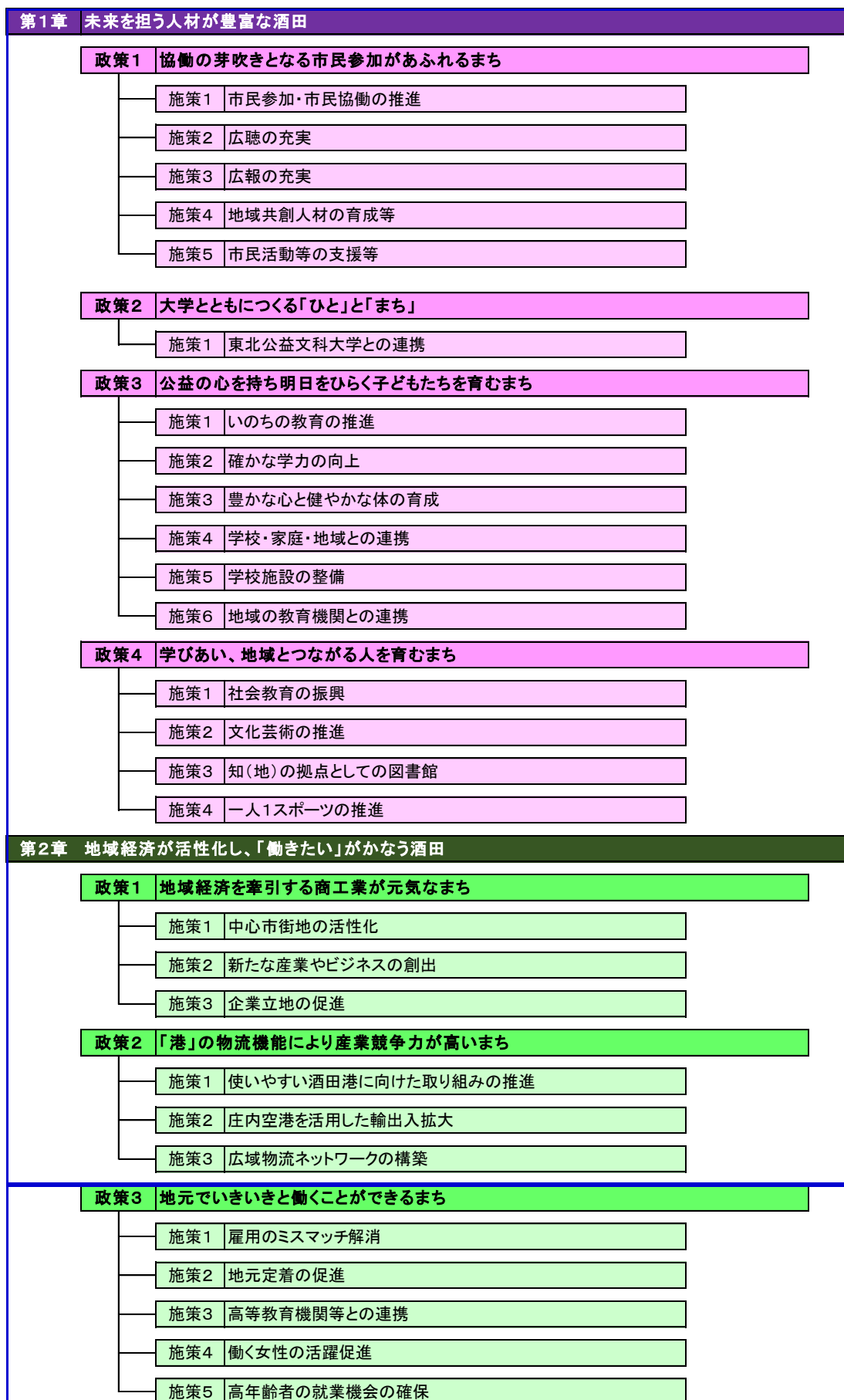
・市の外郭団体は提案可能か

基本的には、対象となりません。ただし、提案の内容等によっては、対象となる可能性もありますので、個別にご相談いただければと思います。

～メモ～



酒田市総合計画体系図



政策4 夢があり、儲かる農業で豊かなまち

- 施策1 担い手の確保・育成
- 施策2 複合経営の推進
- 施策3 農商工親連携の推進
- 施策4 販路・消費の拡大

政策5 100年続く森林(もり)を造り、活かすまち

- 施策1 持続可能で収益性の高い森林経営の促進
- 施策2 林業を担う人材の確保・育成
- 施策3 酒田産木材の安定供給体制づくりと利用促進
- 施策4 森林環境の保全

政策6 恵み豊かな水産を活かすまち

- 施策1 水産業を担う人材の確保・育成
- 施策2 水産資源の確保とブランド化
- 施策3 庄内浜産水産物の認知度向上と消費拡大

第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増えるまち

政策1 移住者・定住者が増えるまち

- 施策1 移住定住対策の推進

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうろうまち

- 施策1 観光の振興
- 施策2 交流およびシティプロモーションの推進

政策3 「港」発の交流で賑わうまち

- 施策1 クルーズ船等の誘致
- 施策2 みなとオアシスの活用
- 施策3 庄内空港の利便性向上

第4章 暮らしと生きがいと共に創り、お互いが支え合う酒田

政策1 誰もがいきいきと暮らしやすいまち

- 施策1 保健福祉の向上
- 施策2 男女共同参画社会の実現
- 施策3 在住外国人の支援

政策2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまち

- 施策1 結婚の支援
- 施策2 妊娠・出産・子育ての支援
- 施策3 子どもの権利の擁護

政策3 健康でいつまでも活躍できるまち

- 施策1 健康寿命の延伸
- 施策2 こころの健康づくり
- 施策3 地域医療の確保

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策1 住民と行政の協働による地域運営ができるまち

施策1 協働の地域づくり

政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

施策1 環境保全・廃棄物対策等の推進

施策2 公園都市構想の推進

施策3 景観形成の促進

政策3 地域との連携でつくる安全・安心なまち

施策1 安全・安心なまちに向けて

施策2 消防・救急・防災体制の強化

施策3 防犯・交通安全対策の継続

施策4 空き家対策の推進

施策5 建築物の耐震化

政策4 「暮らしの足」が維持されるまち

施策1 地域公共交通の維持

施策2 定期航路の安全運航

政策5 自然環境、歴史、文化、産業で多様性を広げるまち

施策1 担い手の確保・育成等

施策2 日常生活の支援

施策3 農業の振興

施策4 森林の整備

施策5 鳥海山・飛島ジオパークの活用

施策6 飛島の振興

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 ひと・もの・情報が集い、魅力と賑わいを創出するまち

施策1 持続可能なまちづくり

施策2 中心市街地における都市機能の再生

政策2 交流の基盤となる高速交通ネットワークの実現に向けて一丸となって取り組んでいるまち

施策1 高速交通ネットワークの整備

施策2 地域高規格道路新庄酒田道路の整備促進

施策3 日本海沿岸東北自動車道の整備促進

施策4 国道、県道、市道の道路ネットワークの形成

施策5 鉄道高速化の促進

施策6 在来線の利用促進・利便性向上

政策3 将来にわたり快適に利用できる生活インフラが整備されているまち

施策1 持続可能な生活インフラの構築

施策2 安全・安心な上下水道の構築

施策3 公営住宅の提供

施策4 道路・橋りょう・公園等の整備

施策5 地域課題解決に向けたICT・IoTの活用